

予防通所リハビリテーション料金表

介護老人保健施設 ペジューブル弥富 通常規模型（令和4年10月～）

●要支援1～2の方対象●

要支援度	単位数	※1割 負担金額	※2割 負担金額	※3割 負担金額
要支援1	2053単位/月	2,284円/月	4,568円/月	6,852円/月
要支援2	3999単位/月	4,450円/月	8,899円/月	13,348円/月

※介護保険負担割合証の負担割合をご確認ください

●加算● ※介護保険負担割合1割の単位数・金額のみ掲載しています（金額は概算です）

加算項目	内 容		単位数	金 額
運動機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的にリハビリテーションを実施した場合		225単位/月	251円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の充実を図るため、目標を踏まえたリハビリを計画的に行い、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施した場合	6ヶ月以内	562単位/月	625円/月
栄養改善加算	低栄養状態または低栄養状態のおそれがある方で、栄養改善サービスを行った方対象 3ヶ月以内（月2回）		200単位/月	222円/月
栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	6ヶ月ごとに栄養状態を確認し、栄養状態を介護支援専門員に文書で共有した場合		20単位/6ヶ月に1回	22円/6ヶ月に1回
口腔機能向上加算	口腔機能低下または口腔機能低下のおそれがある方対象 3ヶ月以内（月2回）		150単位/月	168円/月
若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合		240単位/月	267円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	国が定める基準を上回る職員を配置している場合に算定（60%以上）		（支1）88単位/日 （支2）176単位/日	（支1）99円/日 （支2）197円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	国が定める基準を上回る職員を配置している場合に算定（40%以上）		（支1）72単位/日 （支2）144単位/日	（支1）80円/日 （支2）161円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	国が定める基準を上回る職員を配置している場合に算定（30%以上）		（支1）24単位/日 （支2）48単位/日	（支1）26円/日 （支2）53円/日
利用開始日の属する月から12月超	利用開始から一定期間が経過した後の評価の見直しを行う。	要支援1	△20単位	△22円/月
		要支援2	△40単位	△45円/月
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報や疾病の状況、服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出している場合		40単位/月	45円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定の単位数に対し47/1000を加算		上記金額に含まれております	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数に対し20/1000を加算			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数に対し10/1000を加算			
地域区分ごとの1単位あたりの単価10.33（6級地）				

●実費●

項 目	金 額
食費（おやつ代含む）	720円/日
行事食	実費
日用品費（税込）	102円/日
おむつ代	100円/枚（使用した場合）
パット代	50円/枚（使用した場合）
教養娯楽費	実費（手芸材料費等）

送迎範囲外の金額	
片道5キロ未満	200円
片道5キロ以上10キロ未満	400円
片道10キロ以上	600円

※ 通所リハビリテーション（要介護1～5）の料金表は別紙です。